

# 小作争議調査表

No. 172

(月報書第 二・七號)

経過	事項	原因	地主關係團體	關係人員	場所	發生	終熄
<p>十一月十日 小作人等十三名集合所に集合協議ありし。小作料一割五分減。要するに                  中々しむし地主に要する結果採りしより不作。積度と増あり上要するに因りし                  依り即ち地主小作人等と協議を行はるに在り。不作と認められず。地主小作人                  協議の上自作人に調停方と一任する。                  自作人は八分減減款の至ると認め栽培し、乃ち分置減款承認し、互に解決あり。</p>	<p>小作料一割五分減要求</p>	<p>小作人は本年自作の多稼期に存し、凡そ及甚くは厚農子其金に依り出資し、                  小作料減額要求とす。右と周。</p>	<p>ナシ</p>	<p>地主石内傳助外三名                  小作人帆足卯之助外三名</p>	<p>茨城県山形村大字山口</p>	<p>昭和十年十一月十日</p>	<p>昭和十年十一月五日</p>
			<p>小作人</p>	<p>關係地                  種類面積                  田七十町五反</p>			
			<p>ナシ</p>				

(昭和十年十一月分)

財団法人 協調會 福岡出張所

備考	結果
	<p>五段に別す                  一割減、二割五分減、三割減、三割五分減、四割五分減、五割減</p>